

第4期酒々井町障害福祉計画

平成27年3月

酒々井町

目次

第1章	計画策定の趣旨	
1	計画策定の趣旨	1
2	法律、制度の成立と改正のポイント	2
3	計画の位置づけ	3
4	計画の基本理念	5
5	計画の期間及び見直しの時期	6
6	計画の達成状況の点検及び評価	6
第2章	酒々井町の現状	
1	身体障害（児）者の状況	7
2	知的障害（児）者の状況	10
3	精神障害者保健福祉手帳所持者・精神通院医療受給者の状況	12
第3章	平成29年度の数値目標	
1	福祉施設入所者の地域生活への移行	15
2	福祉施設から一般就労への移行	16
3	地域生活支援拠点等の整備	17
第4章	障害福祉サービス等の利用状況、見込量、今後の方策	
1	訪問系サービス	18
2	日中活動系サービス	20
3	居住系サービス	23
4	相談支援の見込量と今後の方策	24
5	障害児通所支援の見込量と今後の方策	25
6	障害児相談支援の見込量と今後の方策	26
第5章	地域生活支援事業の見込量と事業への取り組み	
	地域生活支援事業の実績と見込量	27

第 1 章

計 画 策 定 の 趣 旨

1 計画策定の趣旨

わが国では、平成18年に国連で採択された「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」への批准を目的として、国内の障害者施策にかかわる法の整備を行ってきました。平成21年に「障がい者制度改革推進本部」が設置され、平成23年8月には「障害者基本法の一部を改正する法律」が公布されました。障害者基本法の改正においては、すべての国民が障害の有無にかかわらず共生する社会を実現することを目的に、地域社会での共生や社会的障壁の除去をはじめとした基本原則を定めることが盛り込まれています。この法律に基づき、平成25年9月には国の第3次障害者基本計画が策定されました。

さらに、障害者基本法改正にともなって、障害福祉計画の法的根拠となっていた「障害者自立支援法」に代わる、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）」が平成24年に成立しました。この法律では、障害者基本法の理念を土台とし、これまで制度の谷間となっていた難病患者への支援提供や、知的障害及び精神障害における障害区分の適切な配慮などの改正が行われました。

また、平成23年には「障害者虐待防止法」が成立し、障害のある人への虐待の防止や養護者に対する支援に努めるとともに、虐待を受けたと思われる障害のある人を発見した人への通報義務が課されることとなりました。さらに、平成25年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「障害者差別解消法」という。）が成立し、公共機関において、障害のある人や家族から「社会的障壁の除去¹」を求められた場合には、障害のある人が他の者と同じように権利や機会をもち、行使ができるような調整を行う、「合理的配慮²」を義務付けられることが示されました。

こうした国内の法整備の動きにより、平成26年1月20日わが国は「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」を締結し、同年2月19日に条約は我が国において効力を生ずることとなりました。

このような国内外の動きのなか、地域における障害のある人の社会参加の機会の確保など、地域で共生社会の実現していくことや、障害のある人を個人として尊重する社会のあり方がより強く求められるようになっていきます。本町では、前計画である「第3期酒々井町障害福祉計画」の期間満了にともない、以上のような動きを踏まえるとともに、本町における障害福祉を一層推進するため、本計画を策定しました。

¹社会的障壁

障害のある人が日常生活や社会生活を営む上で障壁となるような、社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの

²合理的配慮

障害のある人が他の者と同じようにすべての人権及び基本的自由を享有、または行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整。たとえば、障害のある子どもに小・中学校等で教育を行う場合に、バリアフリー・ユニバーサルデザインの観点から踏まえ障害の状態に応じて施設整備することや、点字、手話、デジタル教材等のコミュニケーション手段を確保するなど。

2 法律・制度の成立と改正のポイント

「第3期酒々井町障害福祉計画」策定後、障害のある人にかかわる国の動きは大きく変化し、それともなう各種制度・法律等の整備、改正が行われました。本計画はこのような国の改正点を踏まえて策定いたします。

障害者総合支援法のポイント

障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて「障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（平成22年法律第71号）の施行による利用者負担の見直しや相談支援の充実、障害福祉サービスの見直し（同行援護、児童デイサービス等）等を経て、平成25年度からは、障害者自立支援法が改正され、障害者総合支援法として施行されました。

この法律による主な改正点は、次のとおりです。

- ① 障害者の範囲の拡大
「制度の谷間」を埋めるため、障害者の範囲に難病患者等が加わりました。
- ② 障害支援区分への改正
「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改められました。（平成26年度施行）
- ③ 重度訪問介護の対象者の拡大
重度訪問介護の対象として、重度の肢体不自由者だけでなく、重度の知的障害のある人および精神障害のある人が加わりました。（平成26年度施行）
- ④ 共同生活介護の共同生活援助への一元化
利用者の状態に応じた柔軟なサービス提供ができるよう、共同生活介護（ケアホーム）が共同生活援助（グループホーム）に一元化されました。（平成26年度施行）
- ⑤ 地域移行支援の対象拡大
地域移行支援の対象に、生活保護法の救護施設・更生施設、刑事収容施設および被収容者等の処遇に関する法律の刑事施設、少年院法の少年院、更生保護事業法の更生保護施設等に収容されている障害のある人が加わりました。（平成26年度施行）
- ⑥ 地域生活支援事業への追加
地域生活支援事業に、障害のある人に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う人を養成する事業等が追加されました。

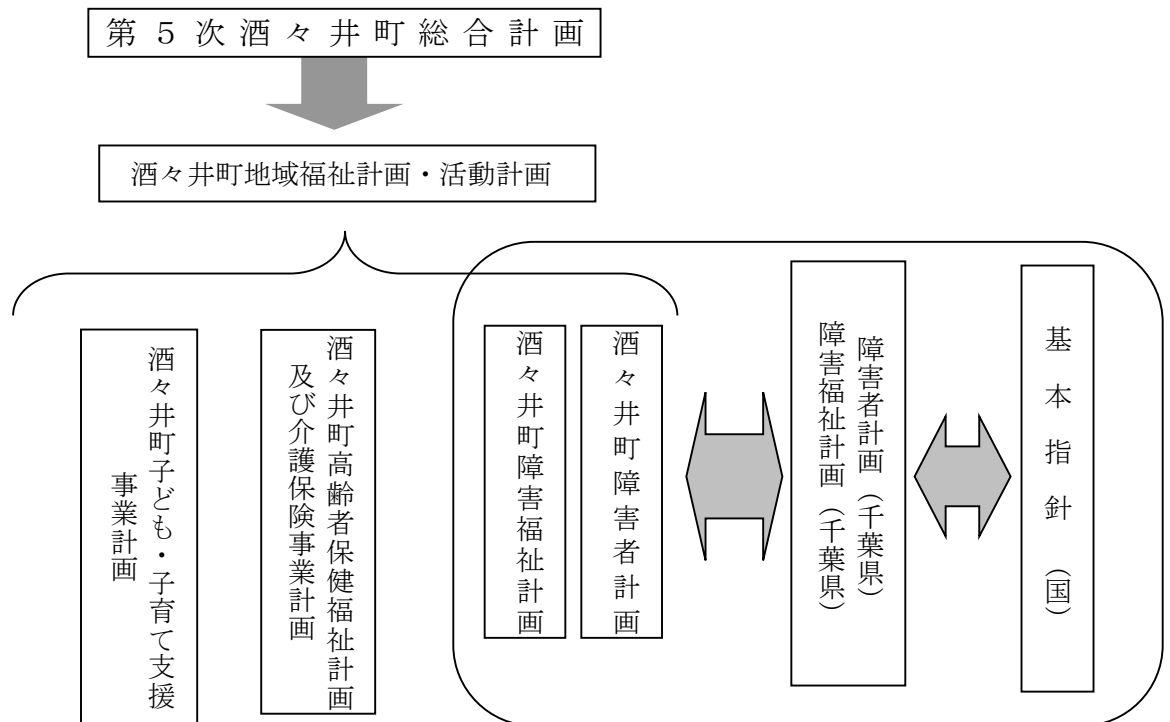
基本指針の見直し

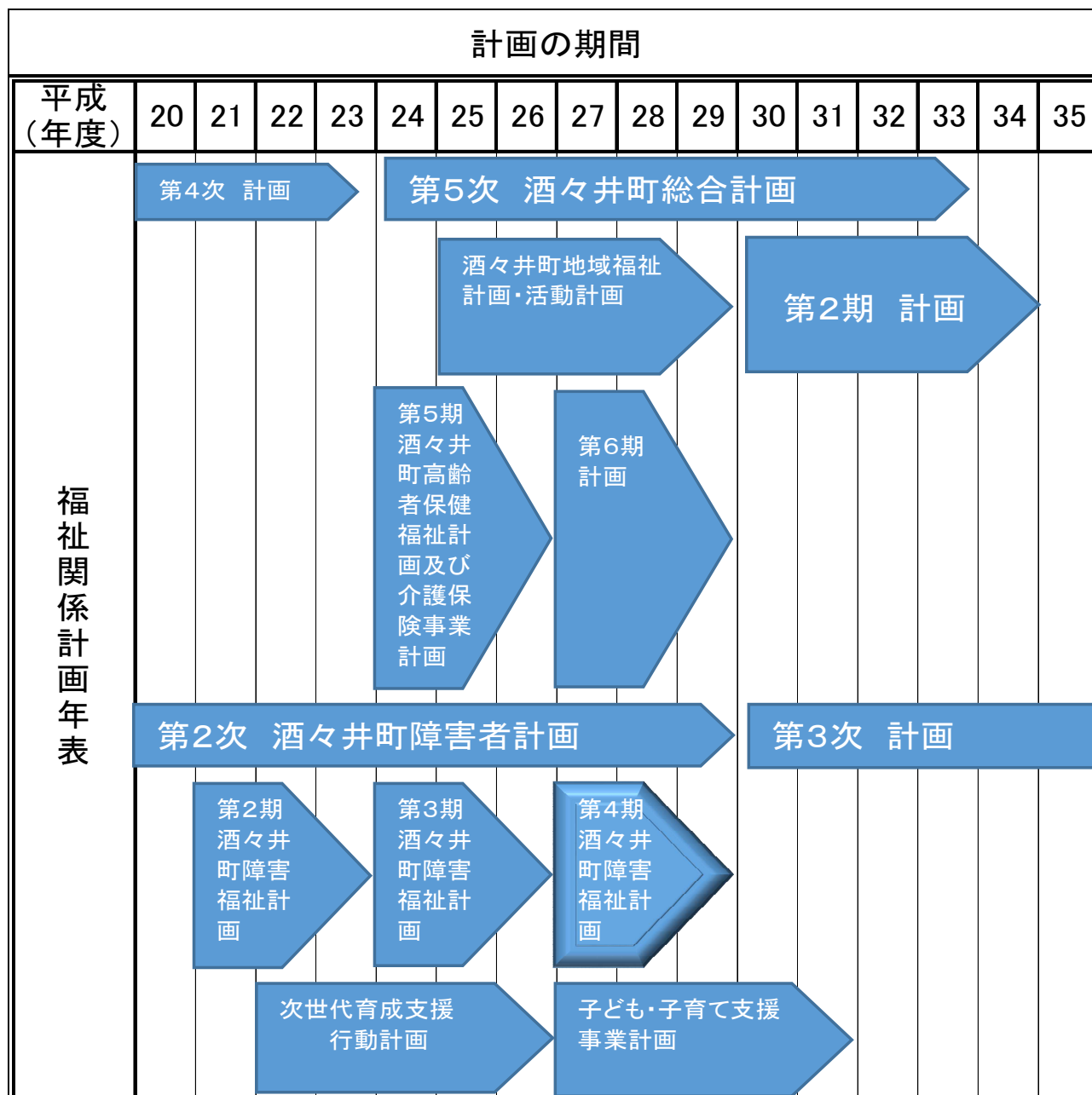
これらの制度改正等を踏まえ、国において第4期障害福祉計画の策定にかかる基本指針の見直しが行われました。見直しのポイントは次のとおりです。

- ① 計画の作成プロセス等に関する事項
 - PDCA サイクルの導入（新規）
- ② 成果目標に関する事項
 - 福祉施設から地域生活への移行促進
 - 精神科病院から地域生活への移行促進（成果目標の変更）
 - 地域生活支援拠点等の整備（新規）
 - 福祉施設から一般就労への移行促進（整理・拡充）
- ③ その他
 - 障害児支援体制の整備（新規）
 - 計画相談の充実、障害者等の虐待防止のための体制整備

3 計画の位置づけ

「酒々井町障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項に規定するものであり、本町の障害福祉サービスの必要な量の見込や、その確保の方策等を中心として策定するものです。また、平成20年3月に策定しました「酒々井町障害者計画」や平成24年3月に策定しました「第5次酒々井町総合計画」をはじめとする各種計画と国、県が策定した関連する計画等と調和が保たれたものとしてします。





4 計画の基本理念

本計画では、「障害者総合支援法」の趣旨および国の「基本指針」に示された基本理念、「酒々井町障害者計画」で掲げた下記の基本理念に基づいて策定を進めていきます。

酒々井町障害者計画基本理念

① 人権の尊重

障害のある人が地域で社会の一員として豊かな生活を送るためには、町民一人ひとりが障害及び障害のある人に対して関心と正確な理解を持つことが必要です。特に、心臓、腎臓、直腸などに障害がある内部障害、精神障害、発達障害など外見ではわかりにくい障害は、町民の理解と協力が必要となります。町民への広報・啓発活動及び住民との交流活動を促進することで、障害の有無に関わらず相互に人格と個性を尊重し、支えあう共生社会の実現を目指します。

② 障害のある人の自立

障害のある人が自由に自分自身の考えに基づいて選択・行動し、その持てる力を発揮して自立した生活が送れるよう、福祉・就労・保健・医療・教育など様々な面から包括的に支援を行い、地域での生活を促進していきます。

③ 地域住民との共助・協働

地域生活は、障害福祉サービス事業者や関係機関のみではなく、地域に住む町民が大きな役割を果たします。障害のある人が住みなれた地域で安心して生きがいを持って生活するために、地域住民との連携のもと、地域の中で共に支えあう共助・協働の仕組みづくりを目指します。

④ 生活環境の整備

障害の有無に関わらず、誰もが地域でいきいきと安全、安心に生活できるよう、ソフト・ハード両面でのバリアフリー化を推進するとともに、福祉・保健・医療施策を充実します。

⑤ ネットワークづくり

国及び県、町及び圏域市町村の行政機関相互の連携体制を確保するとともに、障害者福祉関係機関及び教育施設、福祉サービス事業所、地域住民団体などとのネットワークを構築し、地域全体で障害のある人を支えていきます。

国の基本指針における基本的理念（参考）

- ① 障害者の自己決定と自己選択の尊重
- ② 市町村を基本とする仕組みへの統一三障害の制度の一元化
- ③ 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備

5 計画の期間及び見直しの時期

「市町村障害福祉計画」は、3年を1期として策定することが法的に定められており、第4期となる本計画の計画期間は平成27年度から平成29年度までの3年間とします。

6 計画達成状況の点検及び評価

本計画に定める目標やサービス見込量などの点検や評価については、計画数値と実績を担当が資料を毎年度作成し、達成状況を評価するとともに、本計画の進行管理を行います。

この計画の的確な進行管理を行うため、成果目標や活動指標の達成状況について、PDCAサイクルに沿った点検・評価を行います。

第2章

酒 々 井 町 の 現 状

1、身体障害(児)者の状況

身体障害(児)者数(身体障害者手帳所持者数)は、平成26年3月31日現在、585人となっています。平成18年度と比較すると91人の増加で、この間、毎年増加傾向が続いています。

総人口が平成20年度以降、緩やかな減少の中で、身体障害者数は18.4%増と高い伸び率を示し、対人口比でも、平成18年度の2.29%から2.73%へと上昇しています。

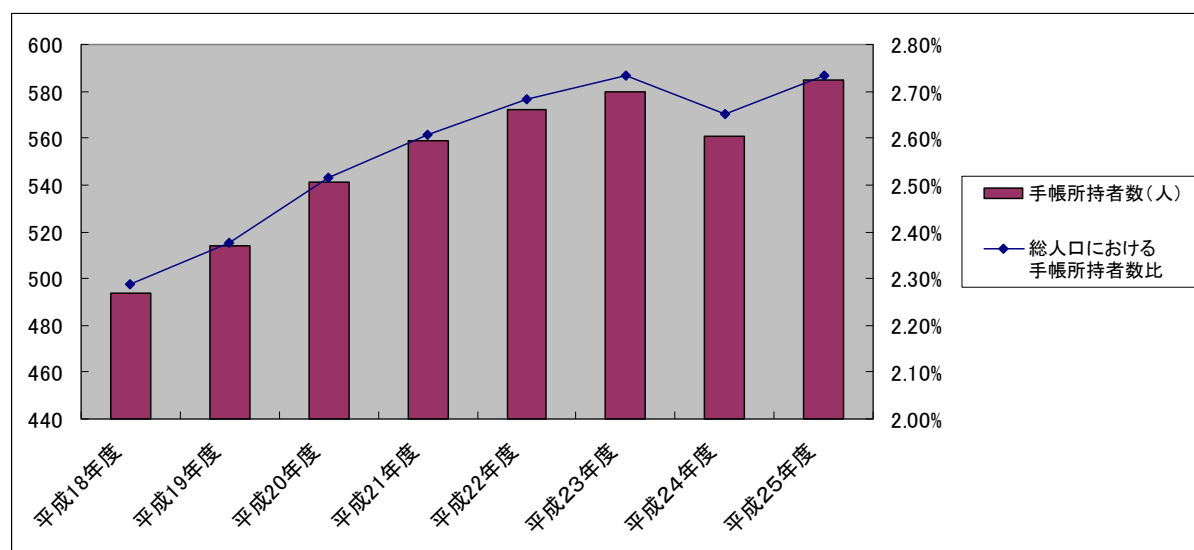
身体障害者手帳所持者数の推移

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
手帳所持者数(人)	494	514	541	559	572	580	561	585
手帳所持者数伸び率	100%	104.0%	109.5%	113.2%	115.8%	117.4%	113.6%	118.4%
総人口(人)	21,587	21,630	21,513	21,447	21,329	21,217	21,167	21,403
総人口伸び率	100.0%	100.2%	99.7%	99.4%	98.8%	98.3%	98.1%	99.1%
総人口における手帳所持者数比	2.29%	2.38%	2.51%	2.61%	2.68%	2.73%	2.65%	2.73%

※手帳所持者数(各年度3月31日現在)

※伸び率は平成18年度を100%とした場合の伸び率

※総人口は住民基本台帳人口より(各年度3月31日現在)



障害部位別の身体障害者数(身体障害者手帳の障害種類別所持状況)は、平成26年3月31日現在、「肢体不自由者」が317人で最も多く全体の64.2%を占めています。次いで「内部障害」(心臓障害、じん臓障害、呼吸器障害、ぼうこう、直腸・小腸障害など)が183人で全体の37.0%を占めています。内部障害の内訳では、「心臓機能障害」が94人で最も多く51.4%を占めています。

このほか、「視覚障害」が40人、「聴覚・平衡機能障害」が38人、「音声・言語・そしゃく機能障害」が7人という状況です。平成18年度以降の推移では、主な障害部位では「肢体不自由者」が31人増、「内部障害」が56人増となっています。

障害種類別人数の推移

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
手帳所持者数(人)	494	514	541	559	572	580	561	585
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
視覚障害	36	37	40	41	39	39	38	40
	7.3%	7.5%	8.1%	8.3%	7.9%	7.9%	7.7%	8.1%
聴覚・平衡機能障害	41	40	41	43	39	38	36	38
	8.3%	8.1%	8.3%	8.7%	7.9%	7.7%	7.3%	7.7%
音声・言語・そしゃく 機能障害	4	5	5	6	6	6	6	7
	0.8%	1.0%	1.0%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.4%
肢体不自由	286	304	312	315	318	324	303	317
	57.9%	61.5%	63.2%	63.8%	64.4%	65.6%	61.3%	64.2%
内部障害	127	128	143	154	170	173	178	183
	25.7%	25.9%	28.9%	31.2%	34.4%	35.0%	36.0%	37.0%

※手帳所持者数(各年度3月31日現在)

※下段の数値は、手帳所持者数に占める割合

内部障害別人数の推移

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
内部障害(人)	127	128	143	154	170	173	178	183
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
心臓機能障害	68	70	77	82	85	89	89	94
	53.5%	54.7%	53.8%	53.2%	50.0%	51.4%	50.0%	51.4%
じん臓機能障害	34	29	31	36	41	39	44	44
	26.8%	22.7%	21.7%	23.4%	24.1%	22.5%	24.7%	24.0%
呼吸器機能障害	5	6	5	6	9	7	7	10
	3.9%	4.7%	3.5%	3.9%	5.3%	4.0%	3.9%	5.5%
ぼうこう・直腸機能 障害	20	23	30	30	32	36	37	32
	15.7%	18.0%	21.0%	19.5%	18.8%	20.8%	20.8%	17.5%
小腸機能障害	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
免疫機能障害	0	0	0	0	0	1	0	2
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%	0.0%	1.1%
肝臓機能障害					3	1	1	1
					1.8%	0.6%	0.6%	0.5%

※手帳所持者数(各年度3月31日現在)

※下段の数値は、手帳所持者数に占める割合

※肝臓機能障害は平成22年度から新たに加わった

身体障害者の障害等級別の構成をみると、平成26年3月31日現在、「1級」が185人で最も多く「2級」の97人を加えると“重度障害者”が全体の48.2%を占めます。

また、年齢別でみると、65歳以上が408人で全体の約7割を占めています。

年齢別・等級別内訳

	手帳所持者数(人)							年齢別割合
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計	
18歳未満	2	2	1	2	0	0	7	1.2%
18歳以上40歳未満	10	2	7	6	1	3	29	5.0%
40歳以上65歳未満	40	21	22	35	15	8	141	24.1%
65歳以上	133	72	61	106	19	17	408	69.7%
合計	185	97	91	149	35	28	585	100.0%
障害程度別割合	31.6%	16.6%	15.6%	25.5%	6.0%	4.8%	100.0%	

※平成26年3月31日現在

2、知的障害(児)者の状況

知的障害(児)者数(療育手帳の所持者数)は、平成26年3月31日現在で110人であり、対人口比は0.51%となっています。

平成18年度との比較では、この8年間で14人の増加となっています。

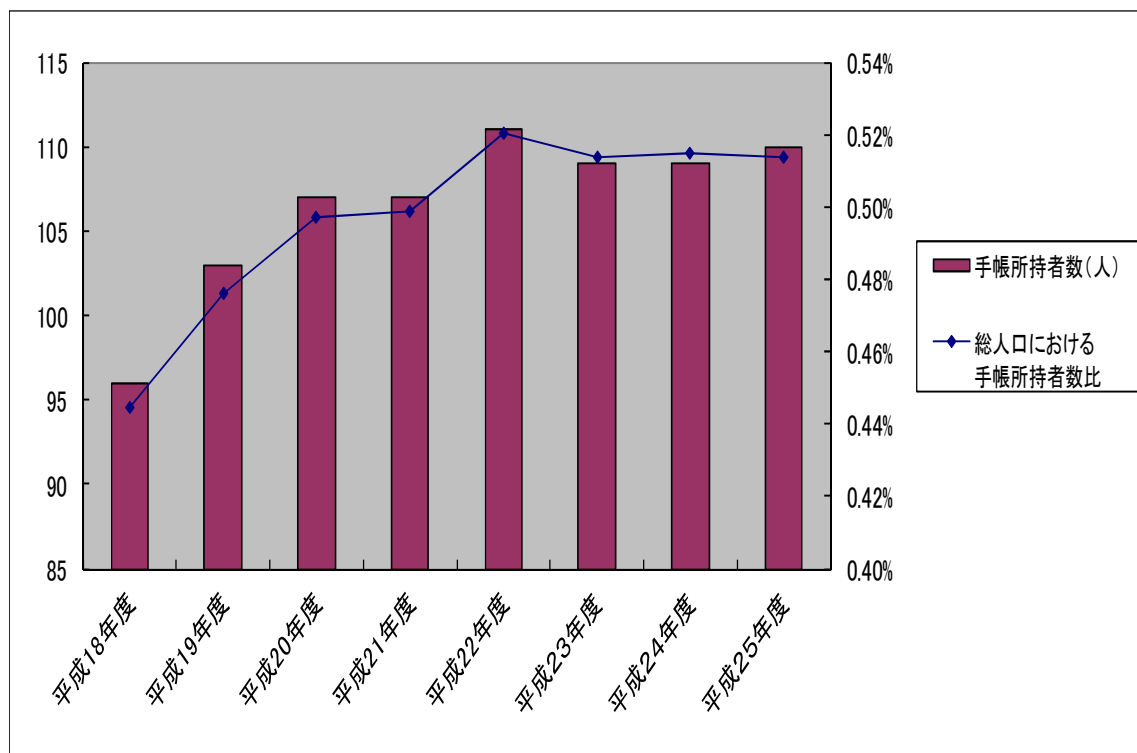
療育手帳所持者数の推移

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
手帳所持者数(人)	96	103	107	107	111	109	109	110
手帳所持者数伸び率	100%	107.3%	111.5%	111.5%	115.6%	113.5%	113.5%	114.6%
総人口(人)	21,587	21,630	21,513	21,447	21,329	21,217	21,167	21,403
総人口伸び率	100.0%	100.2%	99.7%	99.4%	98.8%	98.3%	98.1%	99.1%
総人口における手帳所持者数比	0.44%	0.48%	0.50%	0.50%	0.52%	0.51%	0.51%	0.51%

※手帳所持者数(各年度3月31日現在)

※伸び率は平成18年度を100%とした場合の伸び率

※総人口は住民基本台帳人口より(各年度3月31日現在)



知的障害者数を障害等級別の構成で見ると、最重度・重度の方が39人で全体の35.5%を占めています。また、中度は27人、軽度は44人という状況です。

年齢別で見ると、18歳以上が91人で全体の約8割を占めています。また、18歳未満が19人となっています。

年齢別・程度別内訳

	手帳所持者数(人)			
	最重度・重度	中度	軽度	合計
18歳未満	4	5	10	19
障害程度別割合	10.3%	18.5%	22.7%	17.3%
18歳以上	35	22	34	91
障害程度別割合	89.7%	81.5%	77.3%	82.7%
合計	39	27	44	110
障害程度別割合	35.5%	24.5%	40.0%	100.0%

※平成26年3月31日現在

3、精神障害者保健福祉手帳所持者・精神通院医療受給者の状況

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、平成26年3月31日現在97人、精神通院医療費受給者数は222人となっています。平成18年度との比較では、精神障害者保健福祉手帳所持者数は、この8年間で56人の増加となっています。

また、精神通院医療受給者数は71人の増加となっています。

精神保健福祉手帳所持者数及び自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
手帳所持者数（人）	41	44	53	55	65	80	88	97
手帳所持者数伸び率	100%	107.3%	129.3%	134.1%	158.5%	195.1%	214.6%	236.6%
総人口（人）	21,587	21,630	21,513	21,447	21,329	21,217	21,167	21,403
総人口伸び率	100.0%	100.2%	99.7%	99.4%	98.8%	98.3%	98.1%	99.1%
総人口における 手帳所持者数比	0.19%	0.20%	0.25%	0.26%	0.30%	0.38%	0.42%	0.45%

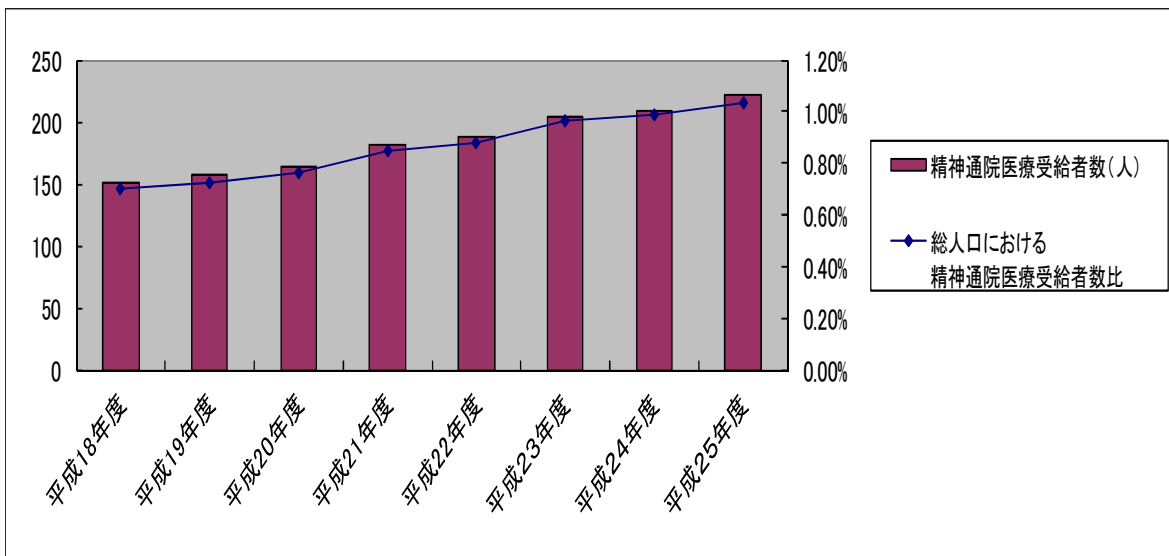
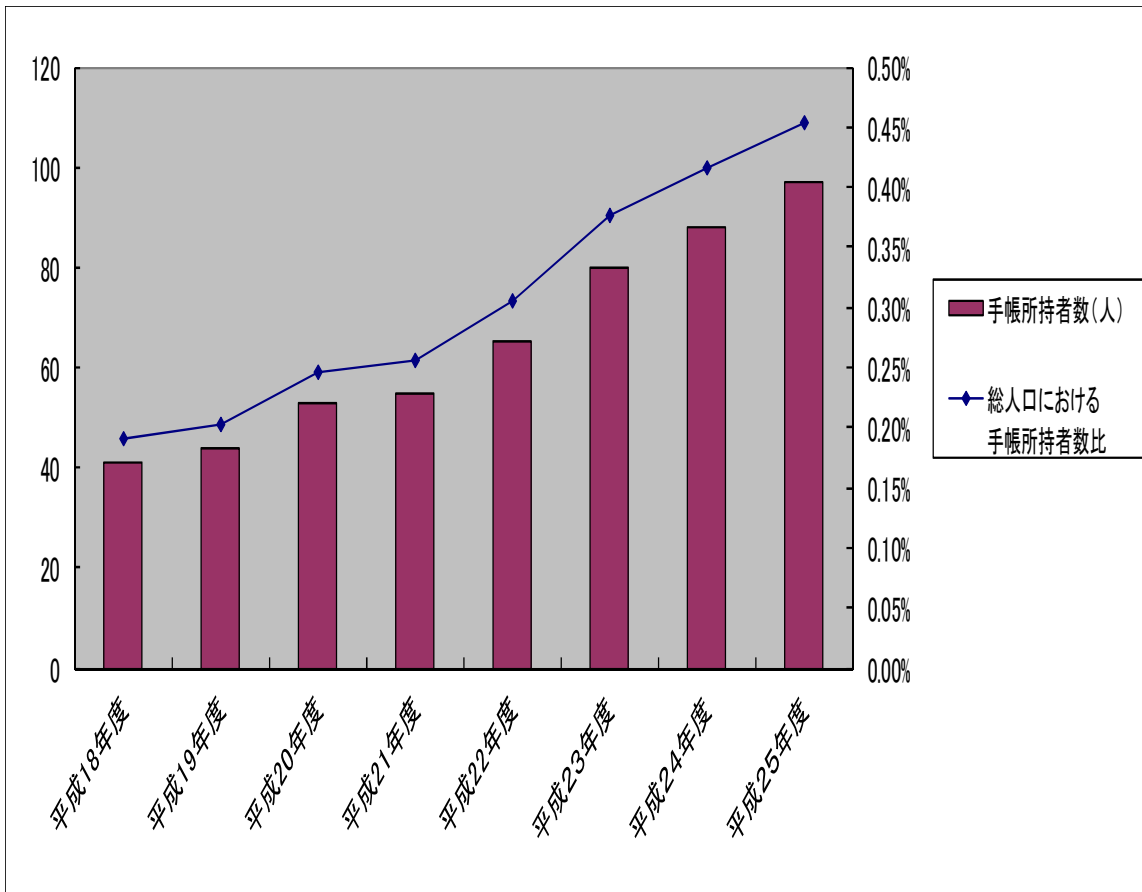
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
精神通院医療受給者数（人）	151	157	164	181	188	204	209	222
精神通院医療受給者数伸び率	100%	104.0%	108.6%	119.9%	124.5%	135.1%	138.4%	147.0%
総人口（人）	21,587	21,630	21,513	21,447	21,329	21,217	21,167	21,403
総人口伸び率	100.0%	100.2%	99.7%	99.4%	98.8%	98.3%	98.1%	99.1%
総人口における 精神通院医療受給者数比	0.70%	0.73%	0.76%	0.84%	0.88%	0.96%	0.99%	1.04%

※手帳所持者数及び精神通院医療受給者数（各年度3月31日現在）

※伸び率は平成18年度を100%とした場合の伸び率

※総人口は住民基本台帳人口より（各年度3月31日現在）

精神障害者保健福祉手帳の所持者数を障害等級別にみると、平成26年3月31日現在では「1級」が17人、「2級」が55人、「3級」が25人という状況です。

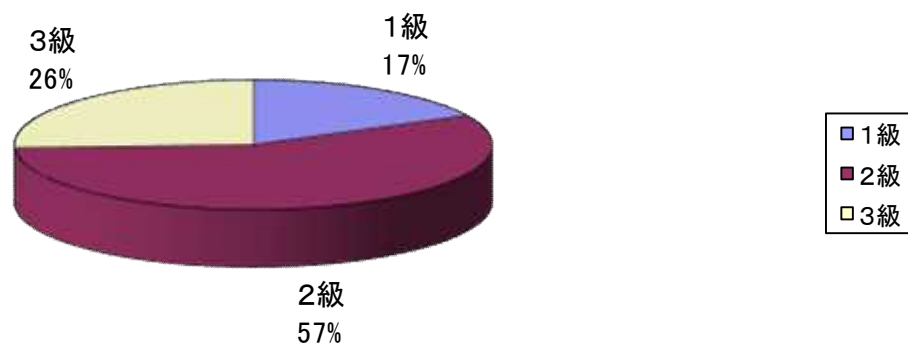


精神保健福祉手帳等級別内訳

	手帳所持者数(人)	構成比
1級	17	17.5%
2級	55	56.7%
3級	25	25.8%
合計	97	100.0%

※平成26年3月31日現在

精神保健福祉手帳等級別内訳手帳所持者数(人)



第3章

平成29年度の数值目標

施設入所者や入院中の精神障害者の地域生活への移行を推進するためには、関係機関等との連携を強化し、それぞれの役割に応じた切れ目のない支援が必要です。

また、一般就労を希望する障害のある人には、企業等で働く機会を拡大するための支援が必要です。

このような「地域生活への移行支援」や「就労支援」といった課題に対して、平成29年度を目標年度とする数値目標を、国の「基本指針」に示された内容等を踏まえて設定します。

1、福祉施設入所者の地域生活への移行

【国の指針】

- ・平成25年度末時点の入所施設の入所者の12%以上が地域生活に移行
- ・平成29年度末時点の入所者数を平成25年度末時点の入所者数から4%以上削減することを基本とする。

【地域生活に移行する施設入所者数】

地域生活に移行する施設入所者数

項目		数値	考え方
平成25年度末入所者数 ①		9人	平成26年3月31日の数
目標値	地域生活移行者数 ②	2人	①のうち、平成29年度末までに施設から地域生活へ移行する者の数
		22.2%	
新たな施設入所支援者数 ③		1人	平成29年度末までに新たに施設入所支援が必要な利用人員見込
平成29年度末の入所者数 ④		8人	平成29年度末の利用人員見込 (①-②+③)
目標値	入所者削減見込 ⑤	1人	①-④
		11%	

2、福祉施設から一般就労への移行

【国の指針】

- 平成29年度において、障害者の福祉施設利用者のうち、「就労移行支援」事業等を通じて平成29年度中に一般就労に移行する人の数が、平成24年度の移行実績の2倍以上となることが望ましい。
- 上記目標値の達成のため、平成29年度末における「就労移行支援」事業の利用者数が平成25年度末の利用者数の6割以上増加することと、事業所ごとの就労移行率について、「就労移行支援」事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを旨とする。

①福祉施設から一般就労への移行

項目		数値	考え方
平成24年度に一般就労した施設利用者数		3人	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう）平成24年度の一般就労への移行実績の2倍を目標とします。
目標値	平成29年度に一般就労へ移行する者の数	6人	
		200.0%	

②就労移行支援事業の利用者数

平成25年度末の就労移行支援事業所の利用者数	11人	
平成25年度末の就労移行支援事業の利用者数	8人	
平成29年度末の就労移行支援事業の利用者数	13人	平成25年度末における利用者数の6割増加することを目標とします。
	62%	

③就労移行支援事業の就労移行率

就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目標とします。

3、地域生活支援拠点等の整備

【国の指針】

- ・市町村または各都道府県が定める「障害福祉圏域」において、平成29年度末までに、障害のある人の地域での生活を支援する拠点等を少なくとも1つ整備することを基本とする。

地域生活支援拠点等の整備

項目	数値	考え方
目標値（拠点数）	1 箇所	印旛圏域の各市町、各団体、事業所等の関係機関と協議し、拠点を整備します。

第 4 章

障害福祉サービス等の利用状況、見込量、 今後の方策

1、訪問系サービス

① 訪問系サービスの内容

介護給付	サービス人	サービス内容
	居宅介護	ホームヘルパーが、居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護や洗濯、掃除等の家事並びに生活等に関する相談助言等生活全般にわたる支援を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者のある人や重度の知的、精神障害のために行動上著しい困難を有する人で、常時介護を要する人に、居宅介護や外出時における移動中の介護を総合的に行います。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ・食事等の介護その他外出する際に必要となる援護を行います。
	行動援護	知的障害または精神障害のために行動上著しい困難を有する人等に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護その他の行動する際の必要な援助を行います。
	重度障害者等包括支援	常時介護を要する重度の障害のある人又は、障害のある子どもで、寝たきり状態等の介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護等、複数のサービスを包括的に提供します。

訪問系サービス第3期の実績と第4期計画の見込量

区分	平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	実績	見込量	達成率	実績	見込量	達成率	実績	見込量	達成率	見込量	前年度比伸び率	見込量	前年度比伸び率	見込量	前年度比伸び率
	(A)	(B)	(A)/(B)	(A)	(B)	(A)/(B)	(A)	(B)	(A)/(B)						
居宅介護	178	205	86.8%	308	252	122.2%	294	298	98.6%	440	149.7%	629	143.0%	899	142.9%
	7	7	100.0%	13	8	162.5%	13	9	144.4%	17	130.8%	23	135.3%	31	134.8%
重度訪問介護	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
同行援護	0	10	0.0%	0	10	0.0%	1	10	6.6%	10	1515.2%	10	100.0%	20	200.0%
	0	2	0.0%	0	2	0.0%	0.1	2	5.5%	1	909.1%	1	100.0%	2	200.0%
行動援護	58	54	107.4%	49	54	89.8%	64	63	100.8%	53	83.5%	58	109.4%	63	108.6%
	3	2	150.0%	2	2	100.0%	2	2	100.0%	2	100.0%	2	100.0%	2	100.0%
重度障害者等包括支援	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

※平成26年度の実績は見込み

※単位 上段：時間/月、下段：人/月

② 訪問系サービスの内容と今後の方策

第3期（平成24年度～平成26年度）における訪問系サービスの利用実績をみると、

【居宅介護】

増加傾向となっていることから、今後も増加していくものと想定し、平成29年度には一ヶ月あたり31人、899時間と見込みます。施設や病院からの地域生活への移行を促進する上でも不可欠のサービスであり、障害特性に対応したサービス提供の推進が図れるようサービス提供基盤の整備に取り組んでいく必要があります。

【重度訪問介護】

第3期までの利用者の実績がなく、利用対象となる方、サービスの内容から多くの利用者が見込まれないため、第4期計画値を見込みませんが、利用ニーズを見極めながら利用者への適切な対応を検討していきます。

【同行援護】

平成23年10月から新たに障害福祉サービスとなったものです。地域生活支援事業の移動支援の利用者の移行が見込まれましたが、平成26年度に1人の利用実績があったものの、継続利用がなく、移動支援を引き続き利用している方もいるため、平成29年度には一ヶ月あたり2人、20時間と見込みます。

【行動援護】

大きな伸びもなくほぼ見込みとおり推移しています。居宅介護同様、施設入所者の地域生活への移行を促進する上でも不可欠なサービスであり、平成29年度には一ヶ月あたり2人、63時間と見込みます。

【重度障害者等包括支援】

第3期までの利用者の実績がなく、サービスの内容から対象者が限られていますので、第4期計画値を見込みませんが、利用ニーズを見極めながら利用者への適切な対応を検討していきます。

【今後の方策】

障害のため日常生活を営むのに支障がある身体障害（児）者、知的障害（児）者、精神障害（児）者が地域で生活することができるよう、また、施設や病院からの地域移行が進む中、多くの障害（児）者が、訪問系サービスを利用することが想定されることから、必要とされるサービスの量的な拡大とともに、利用ニーズの的確な把握に努めながら、サービス提供事業者に対し、サービスの拡充及び質的向上を図るよう働きかけ、継続的な協議や指導・助言等に努めます。

2、日中活動系サービス

① 日中系サービスの内容

	サービス人	サービス内容
介護給付	生活介護	常時介護を要する人に対して、主として昼間において、障害者支援施設などで行われる入浴、排せつ、食事等の介護、軽作業等の生産活動や創作的活動の場を提供します。
	療養介護	医療を必要とする障害者で常時介護を要する人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活上の世話を行います。病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時介護を必要とする、筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等の気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人を対象としています。
	短期入所 （ショートステイ）	居宅において、その介護を行う人の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする障害者等に入浴、排せつ、食事の介護その他の必要な介護を行います。
	自立訓練 （機能訓練）	身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援を行うとともに、特別支援学校（盲・ろう・養護学校）を卒業した人にとっても地域生活を営む上での身体機能の維持・回復などの支援も行うサービスです。
訓練等給付	自立訓練 （生活訓練）	知的障害者または精神障害者に障害者支援施設等において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談、助言その他必要な支援を行います。
	就労移行支援	就労を希望する65歳未満の人を対象に、定められた期間、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。
	就労継続支援A型 （雇成型）	通常の事業者には雇用されることが困難な障害者のうち、適切な支援により雇用契約等に基づき就労する人に、生産活動その他の活動の機会の提供及び就労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援B型 （非雇成型）	通常の事業者には雇用されることが困難な障害者に対し、生産活動その他の活動の機会の提供および就労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練を行います。

日中活動系サービス第3期の実績と第4期計画の見込量

区分	平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	実績	見込量	達成率	実績	見込量	達成率	実績	見込量	達成率	見込量	前年度比 伸び率	見込量	前年度比 伸び率	見込量	前年度比 伸び率
	(A)	(B)	(A)/(B)	(A)	(B)	(A)/(B)	(A)	(B)	(A)/(B)						
生活介護	430	532	80.8%	443	551	80.4%	464	570	81.4%	625	134.7%	882	141.1%	1,219	138.2%
	22	28	78.6%	23	29	79.3%	25	30	83.3%	30	120.0%	40	133.3%	53	132.5%
療養介護	59	31	190.3%	58	31	187.1%	59	31	189.7%	93	158.2%	93	100.0%	124	133.3%
	2	1	200.0%	2	1	200.0%	2	1	200.0%	3	150.0%	3	100.0%	4	133.3%
短期入所 (福祉型)	51	66	77.3%	40	66	60.6%	39	66	59.1%	40	102.6%	40	100.0%	40	100.0%
	3	5	60.0%	2	5	40.0%	3	5	60.0%	2	66.7%	2	100.0%	2	100.0%
短期入所 (医療型)	12	/	/	4	/	/	4	/	/	4	100.0%	4	100.0%	4	100.0%
	1	/	/	1	/	/	1	/	/	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
自立訓練 (機能訓練)	0	23	0.0%	0	23	0.0%	0	23	0.0%	23	/	23	100.0%	23	100.0%
	0	1	0.0%	0	1	0.0%	0	1	0.0%	1	/	1	100.0%	1	100.0%
自立訓練 (生活訓練)	21	23	91.3%	25	23	108.7%	32	23	140.0%	69	214.3%	115	166.7%	184	160.0%
	1	1	100.0%	2	1	200.0%	2	1	200.0%	3	150.0%	5	166.7%	8	160.0%
就労移行支援	61	72	84.7%	131	108	121.3%	127	144	88.2%	184	144.9%	230	125.0%	299	130.0%
	3	4	75.0%	8	6	133.3%	7	8	82.5%	8	121.2%	10	125.0%	13	130.0%
就労継続支援 A型	13	46	28.3%	45	46	97.8%	64	46	138.7%	69	108.2%	92	133.3%	115	125.0%
	1	2	50.0%	2	2	100.0%	3	2	165.0%	3	90.9%	4	133.3%	5	125.0%
就労継続支援 B型	357	342	104.4%	302	378	79.9%	308	414	74.3%	460	149.6%	552	120.0%	667	120.8%
	19	19	100.0%	16	21	76.2%	17	23	71.7%	20	121.2%	24	120.0%	29	120.8%

※平成24年度から平成26年度の短期入所医療型については、見込値がありません。

※平成26年度の実績は見込み

※単位 上段：人日/月、下段：人/月

②日中活動系サービスの内容と今後の方策

第3期（平成24年度～平成26年度）における訪問系サービスの利用実績をみると、

【生活介護】

緩やかな増となっていますが、今後も増加傾向で推移するものと想定し、平成29年度には一ヶ月あたり53人、1219人日と見込みます。

【療養介護】

第2期まで利用者の実績がありませんでしたが、第3期より2人の利用実績があります。サービスの内容から対象者が限られておりますが、第3期の伸び率を考慮すると、平成29年度には一ヶ月あたり4人、124人日と見込みます。

【短期入所】

見込量ほどの伸びはありませんでしたが、介護者の高齢化に伴う一時入院等により定期的な利用者を考慮して、平成29年度には短期入所福祉型は、一ヶ月あたり2人、40人日、短期入所医療型は、一ヶ月あたり1人、4人日と見込みます。

【自立訓練（機能訓練）】

第3期までの利用者の実績がなく、今後も大幅な増加が見込めないため、平成29年度には一ヶ月あたり1人、23人日と見込みます。

【自立訓練（生活訓練）】

平成23年度から利用者がいない状況でしたが、平成24年度より1人の利用実績があり、平成25年度より2人に増加したため、平成29年度には一ヶ月あたり8人、184人日と見込みます。

【就労移行支援】

着々と伸びてきており、今後も利用ニーズは高いことから、平成29年度には一ヶ月あたり21人、483人日と見込みます。

【就労継続支援（A型）】

平成23～24年度での利用者の実績は1人、平成25年度に2人となりました。平成25年度末頃より就労継続支援（A型）の事業所が増え始め、近隣にも開所したことに伴い、平成26年度は3人となったことから、平成29年度には一ヶ月あたり5人、115人日と見込みます。

【就労継続支援（B型）】

平成24年度に比べ平成25年度は利用者が減っていますが、町内に1事業所があることや、就労移行支援から一般就労に移行できなかった利用者の利用が増えている等のことから、今後も増加傾向で推移するものと想定し、平成29年度には一ヶ月あたり29人、667人日と見込みます。

【今後の方策】

当町においては、障害者の日中活動を支援するための社会資源として、就労継続支援B型を行う1事業所がありますが、事業所が少ないため、利用者は町外への事業所を利用している現状です。今後も利用者に必要な日中活動支援が提供できるよう、町内外の事業者との連携を図りながら必要事業量の確保に努めます。

3、居住系サービス

① 居住系サービスの内容

	サービス人	サービス内容
介護給付	施設入所支援	生活介護を受けている人、あるいは自立訓練又は就労移行支援を受けている人で入所しながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる人、または地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な人に、夜間を主に、入浴、排泄および食事等の介護等を行います。
訓練等給付	共同生活援助 (グループホーム)	身体障害者(65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。)、知的障害者、精神障害者に、夜間を主に、共同生活を営むべき住居において、相談その他の日常生活上の援助を行います。

居住系サービス第3期の実績と第4期計画の見込量

区分	平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	実績	見込量	達成率	実績	見込量	達成率	実績	見込量	達成率	見込量	前年度比 伸び率	見込量	前年度比 伸び率	見込量	前年度比 伸び率
	(A)	(B)	(A)/(B)	(A)	(B)	(A)/(B)	(A)	(B)	(A)/(B)						
施設入所支援	10	11	90.9%	9	12	75.0%	10	13	76.9%	10	100.0%	9	90.0%	8	88.9%
共同生活援助 (グループホーム)	1	3	33.3%	0	3	0.0%	4	3	116.7%	5	142.9%	8	160.0%	13	162.5%

※平成26年4月から共同生活介護(ケアホーム)は、共同生活援助(グループホーム)に一元化

※平成26年度の実績は見込み

※単位:人/月

② 居住系サービスの内容と今後の方策

第3期(平成24年度～平成26年度)における居住系サービスの利用実績をみると、

【施設入所支援】

利用人数は平成25年度で減少したものの平成26年度で再び増加に転じました。ただし、第3期の平成26年度の数値目標である、13人よりは減少した結果となっております。国の指針に基づき、平成29年度末の施設入所者数が平成25年度末時点(9人)から4%(0.36人)以上削減するように見込量を設定するため、平成29年度には一ヶ月あたり8人と見込みます。町内に施設がなく町外施設を利用している現状です。施設入所を必要とする利用者に対して、入所施設等の関係機関と調整を図り量的確保に努めます。

【共同生活援助(グループホーム)】

平成26年4月から共同生活介護(ケアホーム)が、共同生活援助(グループホーム)に一元化されたことに伴い、平成25年度末の共同生活介護(ケアホーム)利用者3人が、平成26年度時点で反映されたことにより増加となりました。相談内容においても共同生活援助(グループホーム)の問い合わせは多く、今後も施設等から地域へという考えに加え、介

護者の高齢化に伴い、不可欠となるサービスであることから、益々ニーズが高まることと想定し、平成29年度には一ヶ月あたり13人と見込みます。中核地域生活支援センターの「障害者グループホーム等支援ワーカー」と共に事業所の状況を常に把握し、共同での生活を望む自立度の高い障害者に対して利用の促進、町内及び近隣の事業所との連携強化を図り、見込量に対応した提供体制の確保に努めます。また、グループホームの家賃助成を引き続き実施していきます。

4、相談支援の見込量と今後の方策

① 相談支援等の内容

サービス人	サービス内容
計画相談支援	障害福祉サービスまたは地域相談支援（地域移行支援及び地域定着支援）を利用するすべての人に、サービス等利用計画を作成し、ケアマネジメントを通じて支援を行います。
地域移行支援	障害者支援施設や保護施設、矯正施設等に入所している人または精神科病院に入院している人に対し、住居の確保や障害福祉サービスの体験的な利用支援等の必要な支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に訪問や相談等の必要な支援を行います。

相談支援等における第3期の実績と第4期計画の見込量

区分	平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	実績	見込量	達成率	実績	見込量	達成率	実績	見込量	達成率	見込量	前年度比 伸び率	見込量	前年度比 伸び率	見込量	前年度比 伸び率
	(A)	(B)	(A)/(B)	(A)	(B)	(A)/(B)	(A)	(B)	(A)/(B)						
計画相談支援 ※単位：人/月	0.3	3	11.0%	4	6	66.7%	4	9	47.8%	5	116.3%	6	120.0%	8	133.3%
地域移行支援 ※単位：人/年	0	1	0.0%	0	1	0.0%	0	1	0.0%	1	0.0%	1	100.0%	1	100.0%
地域定着支援 ※単位：人/年	0	1	0.0%	0	1	0.0%	0	1	0.0%	1	0.0%	1	100.0%	1	100.0%

※平成26年度の実績は見込み

※計画相談支援のみ単位は人/月

② 相談支援等の内容と今後の方策

第3期（平成24年度～平成26年度）における相談支援等の利用実績をみると、

計画相談支援では、平成24年度にはほぼ実績がなく、平成25年度から積極的に周知展開しましたが、町内に相談支援事業所が1つもない現状に加え、町外の相談支援事業所においても業務が集中し追いつかない状態から、給付の進捗が伸びていないのが現状です。相談支援事業を委託している、社会福祉法人印旛福祉会のいんば障害者相談センターの協力を得ながら、在宅でのサービス利用者の優先順位を上げて計画的に進めているところです。しかしながら、平成26年度末までに全員に給付は厳しいことから、平成27年度の更新時に給付する予定で考えています。平成29年度には一ヶ月あたり8人と見込みます。

地域移行支援は、第3期においても利用実績がないことと、施設、病院、県及び関係機関と連携をしながら進めることになるため、平成29年度には年度で1人と見込みます。

地域定着支援は、地域移行支援からの対象者が想定されることから、施設、病院、県及び

関係機関と連携をしながら進めることとし、平成29年度には年度で1人と見込みます。

地域等で生活する障害者とその家族に対して、さらにきめ細やかな総合的な援助方針や解決すべき課題について、関係機関との連携の下、協議できる場の確保、必要な障害福祉サービス等が提供できるよう体制の強化充実を図ります。

5、障害児通所支援の見込量と今後の方策

①障害児通所支援の内容

サービス人	サービス内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	放課後や夏休み等に生活能力改善のための訓練を継続的に提供し、障害児の自立を促進します。
保育所等訪問支援	専門家が障害児のいる保育所等を訪問し、集団生活に溶け込めるようになるための支援を行います。
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに治療を行います。

※障害児通所支援については、児童福祉法改正により平成24年度からサービス開始。
障害福祉計画への見込量の設定は第4期計画から。

障害児通所支援の第3期の実績と第4期計画の見込量

区分	平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	実績	見込量	達成率	実績	見込量	達成率	実績	見込量	達成率	見込量	前年度比伸び率	見込量	前年度比伸び率	見込量	前年度比伸び率
	(A)	(B)	(A)/(B)	(A)	(B)	(A)/(B)	(A)	(B)	(A)/(B)						
児童発達支援	43			36			44			41	93.2%	47	114.6%	53	112.8%
	8			7			8			7	84.3%	7	100.0%	7	100.0%
放課後等デイサービス	103			80			100			92	92.5%	106	115.2%	122	115.1%
	11			8			10			10	104.2%	13	130.0%	16	123.1%
保育所等訪問支援	0			0			0			0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	0			0			0			0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
医療型児童発達支援	0			0			0			0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	0			0			0			0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

※平成26年度の実績は見込み

※単位 上段：人日/月、下段：人/月

②障害児通所支援の内容と今後の方策

児童福祉法に基づく障害児支援体制の整備については、第4期障害福祉計画から定めることになっています。そのため、第3期計画においては見込量を設定していません。

児童発達支援については、利用実績を踏まえ、利用人数は大きく増加する可能性は低いと想定し、平成29年度には一ヶ月あたり7人、53日と見込みます。

放課後等デイサービスについては、平成25年度において一旦減少しているものの、今後は、利用人数、利用人日ともに増加傾向で推移すると想定し、平成29年度には一ヶ月あたり16人、122日と見込みます。

保育所等訪問支援と医療型児童発達支援については、第3期までに利用実績がないため、

第4期計画値を見込みませんが、利用ニーズを見極めながら利用者への適切な対応を検討していきます。

当町においては、障害児等の通所する社会資源がなく、利用者は町外への事業所等を利用しています。今後も障害児等の療育支援、家族支援が提供できるよう、事業者との連携を図りながら必要事業量の確保に努めます。

6、障害児相談支援の見込量と今後の方策

①障害児相談支援の内容

サービス人	サービス内容
障害児相談支援	障害児通所支援を利用するすべての児童に、障害児支援利用計画を作成し、ケアマネジメントを通じて支援を行います。

※障害児相談支援については、児童福祉法改正により平成24年度からサービス開始。障害福祉計画への見込量の設定は第4期計画から。

障害児相談支援における第3期の実績と第4期計画の見込量

区分	平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	実績	見込量	達成率	実績	見込量	達成率	実績	見込量	達成率	見込量	前年度比伸び率	見込量	前年度比伸び率	見込量	前年度比伸び率
	(A)	(B)	(A)/(B)	(A)	(B)	(A)/(B)	(A)	(B)	(A)/(B)						
障害児相談支援	0			0.16			0.16			1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%

※平成26年度の実績は見込み

※単位は人/月

②障害児相談支援の内容と今後の方策

児童福祉法に基づく障害児支援体制の整備については、第4期障害福祉計画から定めることになっています。そのため、第3期計画においては見込量を設定していません。

第3期（平成24年度～平成26年度）における障害児相談支援の利用実績をみると、給付の進捗が伸びていないことがわかります。計画相談支援にも記載しましたが、町内に相談支援事業所が1つもない現状ですが、相談支援事業を委託している、社会福祉法人印旛福祉会のいんば障害者相談センターの協力を得ながら、障害者で在宅でのサービス利用者の優先順位を上げて計画的に進めているところです。平成26年度末までに障害児全員に給付は厳しいことから、障害児については、特に支援が必要な方を優先して進め、その他の方には、平成27年度の更新時にセルフプラン等を想定し、体制が整い次第、順次、障害児相談支援を給付したいと考えています。平成29年度には一ヶ月あたり1人と見込みます。

第5章

地域生活支援事業の 見込量と事業への 取り組み

地域生活支援事業の実績と見込量

障害者総合支援法第77条第1項及び第3項の規定により、当町では以下のとおり地域生活支援事業として位置づけ、実施または未実施事業については準備・検討をします。

(1) 地域生活支援事業の内容

必須事業の内容

サービス名	サービス内容	対象者
相談支援事業	障害のある人やその家族等の総合的な相談窓口として必要な情報提供や助言、関係機関との連絡調整などを行い、自立した社会生活や日常生活が営めるよう支援します。希望により自宅を訪問しての相談にも対応します。	身体障害のある人（子ども） 知的障害のある人（子ども） 精神障害のある人 難病患者等 障害のある子どもの保護者
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図ることを目的とするもので、成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成するものです。	障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする重度の知的障害者又は精神障害者であり、後見人等の報酬等、必要となる経費の一部について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる人
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある人を支援するために、手話通訳や要約筆記等を行う人の派遣等を行います。	聴覚・言語機能・音声機能・視覚その他の障害のある人（子ども）
日常生活用具給付等事業	在宅の重度心身障害のある人（子ども）の日常生活を容易にするため、障害に応じた用具の給付が受けられます。	身体障害のある人（子ども） 知的障害のある人（子ども） 精神障害のある人 難病患者等
移動支援事業	社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出について支援が受けられます。ただし、障害者総合支援法によるその他の外出介護サービス及び介護保険の外出介護サービスが受けられる方は各制度が優先されます。	肢体不自由の程度が1級の人 視覚障害のある人（子ども） 知的障害のある人（子ども） 精神障害のある人（子ども） ※重度訪問介護対象者と行動援護の対象者を除く）
地域活動支援センター事業	創作的な活動や生産活動、社会との交流促進など多様な活動の場を利用することができます。	センターⅠ型は、障害者及びその家族等。センターⅡ型・Ⅲ型は障害者総合支援法第4条に規定する障害者。

新規追加された必須事業の内容

サービス名	サービス内容	対象者
理解促進研修・啓発事業	地域住民に対して、障害のある人への理解を深めるための研修や啓発（イベントや教室の開催、パンフレットの配布等）を行います。	すべての町民
自発的活動支援事業	障害のある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策活動、ボランティア活動等）に対して支援を行います。	すべての町民
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。	法人後見実施団体又は法人後見の実施を予定している団体等
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害者等との交流活動の促進等の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成・研修を行います。	※平成27年度開始に向け現在調整中

任意事業の内容

サービス名	サービス内容	対象者
日中一時支援事業	保護者や家族等介護者の就労支援及び一時的な休息のため、障害のある人等の日中活動の場を利用することができます。	日中において監護をする人がいないために一時的な見守り等の支援が必要な障害のある人及び障害のある子ども
訪問入浴サービス事業	家庭において入浴することが困難な在宅の重度身体障害のある人（子ども）等の自宅へ移動入浴車を派遣し、室内で入浴のサービスが受けられます。	居宅において常に臥床し自宅で入浴が著しく困難な65歳未満の障害のある人（子ども）
知的障害者職親委託制度	知的障害のある人を一定期間、職親に預け、生活指導・技能習得訓練等を行い、就職に必要な素地を養い、雇用の促進と職業における定着を図ります。	18歳以上の知的障害のある人
身体障害者自動車改造費助成事業	身体障害者手帳の上下肢、体幹機能1級、2級の障害のある方で、ハンドル、アクセル等の一部を改造する費用の一部を助成する事業です。	身体障害者手帳1級・2級の上肢、下肢又は体幹機能障害を有する人で運転免許証の交付を受けていて所得制限限度額を超えない方
障害者自動車運転免許取得費助成事業	自動車免許の取得により就労等が見込まれる身体障害者手帳1級から4級までの障害のある方に、自動車運転免許を取得する際の経費の一部を助成する事業です。	身体障害者手帳1～4級までの者で自動車運転免許を取得することで就労が見込まれる等、社会活動への参加に効果があると認められる者

第5章 地域生活支援事業の見込量と事業への取り組み

地域生活支援事業 第3期実績と第4期計画の見込量

地域生活支援事業	単位	平成24年度			平成25年度			平成26年度			単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成29年度 第4期 計画値
		実績	第3期 計画値	達成率	実績	第3期 計画値	達成率	実績	第3期 計画値	達成率		第4期 計画値	前年度比 伸び率	第4期 計画値	前年度比 伸び率	第4期 計画値	前年度比 伸び率	
相談支援事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ア 障害者相談支援事業	箇所	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%	箇所	1	100.0%	1	100.0%	2	200.0%	2
イ 自立支援協議会	実施の有無	有	有	100.0%	有	有	100.0%	有	有	100.0%	実施の有無	有	100.0%	有	100.0%	有	100.0%	有
市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	実施の有無	-	-	-	-	-	-	-
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	100.0%	有	有	100.0%	有	有	100.0%	実施の有無	有	100.0%	有	100.0%	有	100.0%	有
2 成年後見制度利用支援事業	実施の有無	無	有	0.0%	無	有	0.0%	無	有	0.0%	人/年	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%	1
3 成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	/	/	0.0%	無	/	0.0%	無	/	0.0%	実施の有無	未定	0.0%	未定	0.0%	未定	0.0%	未定
4 意思疎通支援事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
手話通訳者派遣事業	件/年度	19	25	76.0%	10	25	40.0%	20	25	80.0%	件/年	25	125.0%	31	124.0%	47	151.6%	47
要約筆記者派遣事業	実人数	0	5	0.0%	5	5	100.0%	2	5	40.0%	件/年	60	-	60	100.0%	60	100.0%	60
手話通訳者設置事業	実施の有無	無	無	0.0%	無	無	0.0%	無	無	0.0%	実施の有無	無	0.0%	無	0.0%	無	0.0%	無
手話奉仕員養成研修事業	実施の有無	/	/	0.0%	無	/	0.0%	無	/	0.0%	実施の有無	実施予定	100.0%	実施予定	100.0%	実施予定	100.0%	実施予定
5 日常生活用具給付等事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ア 介護・訓練支援用具	件/年度	1	2	50.0%	3	2	150.0%	0	2	0.0%	件/年	1	-	1	100.0%	2	200.0%	2
イ 自立生活支援用具	件/年度	3	3	100.0%	0	3	0.0%	1	3	33.3%	件/年	1	100.0%	2	200.0%	2	100.0%	2
ウ 在宅療養等支援用具	件/年度	0	2	0.0%	2	2	100.0%	2	2	100.0%	件/年	2	100.0%	2	100.0%	2	100.0%	2
エ 情報・意思疎通支援用具	件/年度	1	2	50.0%	3	2	150.0%	0	2	0.0%	件/年	1	-	2	200.0%	2	100.0%	2
オ 排泄管理支援用具	件/年度	406	328	123.8%	389	340	114.4%	354	352	100.6%	件/年	383	108.2%	383	100.0%	383	100.0%	383
カ 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/年度	1	2	50.0%	2	2	100.0%	0	2	0.0%	件/年	1	-	1	100.0%	1	100.0%	1
6 移動支援事業	時間/年 実人数	278 6	434 8	64.1% 75.0%	265 4.8	434 8	61.1% 59.4%	345 6	434 8	79.5% 75.0%	時間/年 人/年	433 67	125.5% -	433 67	100.0% 100.0%	433 67	100.0% 100.0%	433 67
7 地域活動支援センター事業	箇所	3	3	100.0%	3	3	100.0%	3	3	100.0%	-	-	-	-	-	-	-	-
I 型	人/月	14	17	80.0%	12	19	60.5%	18	21	83.3%	-	-	-	-	-	-	-	-
II 型	箇所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	箇所	1	-	1	100.0%	1	100.0%	1
III 型	人/月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	人/年	192	-	192	100.0%	192	100.0%	192
日中一時支援事業	日/年 実人数	596 14	970 20	61.4% 70.0%	690 16	1030 21	67.0% 76.2%	852 14	1090 22	78.2% 63.6%	日/年 人/年	713 176	83.7% -	713 176	100.0% 100.0%	713 176	100.0% 100.0%	713 176
9 訪問入浴	日/年 実人数	- -	- -	- -	38 1	- -	- -	91 1	- -	- -	日/年 実人数	91 1	- -	91 1	100.0% 100.0%	91 1	100.0% 100.0%	91 1
10 身体障害者自動車改造費助成事業	件	0	1	0.0%	0	1	0.0%	1	1	100.0%	件/年	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%	1
11 障害者自動車運転免許取得助成事業	件	0	1	0.0%	0	1	0.0%	0	1	0.0%	件/年	1	-	1	100.0%	1	100.0%	1
12 理解促進研修・啓発事業	実施の有無	/	/	0.0%	無	/	0.0%	無	/	0.0%	実施の有無	無	0.0%	無	0.0%	実施予定	100.0%	実施予定
13 自発的活動支援事業	実施の有無	/	/	0.0%	無	/	0.0%	無	/	0.0%	実施の有無	無	0.0%	無	0.0%	実施予定	100.0%	実施予定

※平成26年度は見込

※地域活動支援センター事業の第3期は、I型、II型、III型の合計数値。第4期はそれぞれで計画値

①既存事業

【相談支援事業】

障害（児）者及び家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言のほか、虐待防止、権利擁護のための必要な援助を行います。社会福祉法人印旛福祉会 いんば障害者相談センターに委託しています。

【自立支援協議会】

地域の関係機関とのネットワークの強化、社会資源の開発・改善等を推進し、総合的な相談・支援体制の充実を図ります。平成19年10月に酒々井町・印旛村・本埜村・栄町4町村共同により地域自立支援協議会が設置されていきました。平成22年度からは、印旛村・本埜村の印西市への合併により、酒々井町・栄町2町での共同設置により運営してきましたが、平成25年度末で解散となり、平成26年度からは、酒々井町自立支援協議会として単独で設置しています。

【市町村相談支援機能強化事業】

基幹相談支援センター等機能強化事業として、専門的な相談員による、相談支援機能の強化を図るため、今後も実施してまいります。基幹相談支援センターの設置については、近隣市の動向等を勘案の上、相談支援事業所等の協力を得ながら、体制づくりに努めてまいります。

【成年後見制度利用支援事業】

平成24年度は利用がありませんでしたが、利用実績等を踏まえ、成年後見制度利用支援事業のサービス必要量については、平成29年度に年間1人を見込みます。

【意思疎通支援事業】

年度によって増減がありますが、聴覚障害者等とその他の者の意思疎通を円滑化に仲介するために重要であることから、ニーズを見極めながら利用者への適切な対応を図る必要があります。平成29年度に手話通訳者派遣事業は、年間47件、要約筆記者派遣事業は、年間60件を見込みます。なお、手話奉仕員養成研修事業は、3市町広域（富里市、八街市、酒々井町）にて、平成27年度より共同実施予定です。

【日常生活用具給付等事業】

特に排泄管理支援用具の件数が年々減少していますが、利用実績の平均で算出し平成29年度は、383件を見込みます。その他の支援用具等は、横ばいで推移するものと思われます。

【移動支援】

利用者がほぼ横ばいですが、利用時間は、平成26年度増加見込みです。今後も、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態での実施に努めながら量的な拡大を図るため、事業所の確保に努めます。平成29年度は、67人/年、433時間/年を見込みます。

【地域活動支援センター事業】

計画値より下回りましたが、今後も増加する見込みです。第3期においてⅡ型の利用実績はないため、第4期計画値の人数には見込みません。

平成29年度は、Ⅰ型で192人／年、1箇所

Ⅱ型で0人／年、1箇所

Ⅲ型で24人／年、1箇所

を見込みます。本町に当該施設がないため、利用者は近隣市町の施設を利用しています。主に精神疾患の方々が日中活動の場として利用しており、ニーズが増えつつあります。障害者の地域生活の場、社会参加の場として重要であり、事業所の移行状況を把握し、量的確保を図ります。

【日中一時支援事業】

利用者数は計画値を下回る状況ですが、日数は年々増えていることから、平成29年度は、176人／年、713日／年を見込みます。

【訪問入浴サービス】

平成25年度に事業を開始し、登録者数は1人です。利用実績を踏まえ、サービス必要量については、平成29年度に、1人を見込みます。

【身体障害者自動車改造費助成事業】

利用件数については、平成26年度に1件の実績があったものの、それ以外の年度は実績がありませんでした。サービス必要量については、これまでの利用状況を踏まえ、平成29年度に、1件を見込みます。

【障害者自動車運転免許取得助成事業】

利用件数については、第3期において実績がありませんでした。サービス必要量については、これまでの利用状況を踏まえ、平成29年度に、1件を見込みます。

②必須事業（新規）

理解促進研修・啓発事業と自発的活動支援事業は、平成29年度までに、自立支援協議会や障害者団体などとの連携により、事業を検討し、共生社会の実現をめざします。

成年後見制度法人後見支援事業については、関係機関に法人後見制度の導入を働きかけるなどして、その実現をめざします。

第4期酒々井町障害福祉計画

平成27年3月

発行 酒々井町健康福祉課

〒285-8510 千葉県印旛郡酒々井町中央台4-11

電話 043-496-1171

FAX 043-496-4541